

## 播磨町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱

(趣旨)

**第1条** 播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第24号）第5条の規定に基づき、公の施設の指定管理者の選定を公正かつ適正に行うため、播磨町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第18号。以下「条例」という。）第2条に規定する公募に関する事項
- (2) 条例第4条に規定する指定管理者となるべき団体の選定等に関する事項
- (3) 条例第5条に規定する選定の特例に関する事項
- (4) 条例第10条に規定する指定の取消し等に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員9名以内で組織する。

- 2 委員は、専門的知識を有する者、住民代表者及び本町の職員のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

(運営)

**第4条** 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

**第5条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月27日要綱第32号抄）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

附 則（平成25年4月23日要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月16日要綱第28号）

この要綱は、平成30年5月1日より施行する。

附 則（令和4年2月17日要綱第5号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。